



平成 29 年 5 月 12 日

各 位

上 場 会 社 名 株 式 会 社 パ ス ポ ー ト
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 水 野 純
(コード番号 7577)
問 合 せ 先 責 任 者 常 務 取 締 役 管 理 本 部 長
兼 総 合 企 画 部 長 久 保 田 勝 美
TEL (03) 3494-4497

監査等委員会設置会社への移行及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 5 月 12 日開催の取締役会において、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行の決議をし、平成 29 年 6 月 22 日開催予定の当社第 49 回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、監査等委員会設置会社への移行に伴う役員人事につきましては、本日付の「監査等委員会設置会社への移行に伴う役員人事のお知らせ」において別途開示しております。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の理由

平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号。)により、新たな機関設計として、監査等委員会設置会社への移行が可能となりました。当社は、取締役会の監査・監督機能を一層強化し、コーポレート・ガバナンス体制の更なる充実を図り、経営の健全性と透明性を高めるため、監査等委員会設置会社へと移行するものであります。

(2) 移行の時期

平成 29 年 6 月 22 日開催予定の第 49 回定時株主総会において、移行に必要な定款一部変更についてご承認頂くことを条件として、同日付で監査等委員会設置会社へ移行する予定です。

2. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

- ① 監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行するため、監査役会及び監査役に関する規定の削除、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設、並びにその他所要の変更を行うものであります。
- ② その他、上記の変更に伴う条数の変更等、所要の変更を行うものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

(3) 日程

定款変更のための定時株主総会開催日(予定) 平成 29 年6月 22 日(木)

定款変更の効力発生日(予定) 平成 29 年6月 22 日(木)

【別紙】

(下線部が変更箇所であります。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>(新設)</p> <p style="padding-left: 2em;">2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p style="padding-left: 2em;">3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、10名以内とする。</p> <p style="padding-left: 2em;">2 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">2 <u>法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備えて、定時株主総会においてあらかじめ監査等委員である取締役の補欠者(以下「補欠者」という。)を選任することができる。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">3 <u>取締役(監査等委員である取締役を含む。)の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">4 <u>取締役(監査等委員である取締役を含む。)の選任決議は、累積投票によらない。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">5 <u>監査等委員である取締役の補欠者の選任の効力は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>
<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第25条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、<u>監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第25条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第26条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第26条 当社は、取締役会の決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、代表取締役を選定する。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにこの他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにこの他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(取締役への重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第29条 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p>
<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第30条 取締役の報酬等は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区分して、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>第30条～第31条 (条文省略)</p>	<p>第31条～第32条 (現行どおり)</p>
<p><u>第5章 監査役および監査役会</u></p> <p><u>(監査役および監査役会の設置)</u></p> <p>第32条 当社は監査役および監査役会を置く。</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
<p><u>(監査役の数)</u></p> <p>第33条 当社の監査役は、5名以内とする。</p>	<p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>(監査役の選任)</u></p> <p>第34条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席しその議決権の過半数をもって行う。</p>	(削除)
<p><u>(監査役の任期)</u></p> <p>第35条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	(削除)
<p><u>(常勤監査役)</u></p> <p>第36条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p>	(削除)
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p>第37条 監査役会の招集通知は各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>	(削除)
<p><u>(監査役会の決議の方法)</u></p> <p>第38条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	(削除)
<p><u>(監査役会の議事録)</u></p> <p>第39条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p>	(削除)
<p><u>(監査役会規程)</u></p> <p>第40条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	(削除)
<p><u>(監査役の報酬等)</u></p> <p>第41条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	(削除)
<p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p>第42条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>	(削除)

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;"><u>第5章 監査等委員会</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(常勤の監査等委員の設置)</u></p> <p><u>第33条 監査等委員会はその決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p><u>第34条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(監査等委員会の決議の方法)</u></p> <p><u>第35条 監査等委員会の決議は、決議に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行なう。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(監査等委員会の議事録)</u></p> <p><u>第36条 監査等委員会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した監査等委員は、これに署名若しくは記名押印し、又は電子署名を行なう。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p><u>第37条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第<u>43</u>条～第<u>45</u>条 (条文省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第<u>46</u>条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p>	<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第<u>38</u>条～第<u>40</u>条 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第<u>41</u>条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p>
<p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第<u>47</u>条～第<u>50</u>条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第<u>42</u>条～第<u>45</u>条 (現行どおり)</p>
<p><u>附 則</u></p> <p>第<u>1</u>条 <u>第47条(事業年度)の規定にかかわらず、平成28年3月1日から始まる第49期事業年度は、平成29年3月31日までの13か月間とする。</u></p> <p>第<u>2</u>条 <u>第49条(中間配当金)の規定にかかわらず、第49期事業年度の中間配当金の基準日は平成28年8月31日とする。</u></p> <p>第<u>3</u>条 <u>本附則は、第49期事業年度経過後は、これを削除する。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
(新設)	<p data-bbox="805 208 877 230">附 則</p> <p data-bbox="805 241 1197 275"><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p data-bbox="805 286 1436 432">1 <u>平成 29 年 6 月開催の第 49 回定時株主総会終結前の監査役 (監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任の取締役会決議による免除については、なお従前の例による。</u></p> <p data-bbox="805 443 1436 577">2 <u>平成 29 年 6 月開催の第 49 回定時株主総会終結前の社外監査役 (社外監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。</u></p>

以上